**宇佐市民プールにおけるキッチンカー等による飲食物販売事業者募集要項**

**１　目的**

　宇佐市民プールの賑わい・活性化を目的として、キッチンカー等を活用した飲食物の販売を実施する。

**２　募集内容**

（１）出店場所

　　宇佐市民プール内（大分県宇佐市川部１９０１番地）

　　※別紙「位置図」参照

（２）出店期間

　　　令和６年７月２０日（土）から令和６年８月１８日（日）

　　　※休館日は７月２２日、２４日、２６日、２９日、３１日、８月1日、２日、

５日、９日、１６日です。

　　　※悪天候等により急遽、休館になる場合があります。

（３）許可時間

　　　午前９時から午後５時まで

　　　※悪天候等により開館時間が急遽変更になる場合があります。

（４）販売品目

　　　酒類を除く飲食物で保健所から食品衛生法に基づく適切な営業許可を得ているもの。

（５）出店料

　　　宇佐市行政財産使用料条例第３条に基づいた金額を徴収する。

（６）出店料の還付

　　　宇佐市行政財産使用料条例第６条に基づき、管理上必要があるため使用を取り消したとき、天災等やむを得ない事情により使用が出来ない場合等を除き、還付しない。

**３　応募資格**

（１）応募者の資格

　　①調理営業に関して必要な許可及び資格を有すること。（営業許可証等）

　　②生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）等に加入していること。

　　③地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定（契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員等）に該当しないこと。

　　④会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続き開始の申立てがないこと。

　　⑤税を滞納していないこと。

（２）出店上の留意事項

　　①施設内の電気設備・水道設備・排水設備の使用は原則認めない。発電機等は出店者にて用意すること。

　　②火器又は発電機を使用する場合は、消火器等を必ず備えること。また、安全対策を万全にし、事故防止の為の必要措置を講じること。

　　③施設の利用者及び近隣住民等の迷惑とならないよう努めること。

　　④車両の移動及び配置に際して、歩行者及び他の車両等との事故が無いよう注意すること。車両は１業者１台とする。

　　⑤食中毒等が発生しないよう対策をとること。

　　⑥閉店後、清掃・片付を行い、自社で発生したごみは全て持ち帰ること。

　　⑦出店による事故・苦情等のトラブルは出店者の責任において対処すること。

　　⑧行政執行上の理由により、出店場所の使用が出来なくなった場合、販売中止の指示に従うこと。

　　⑨出店に伴い発生した市及び第三者への損害について、一切の責任を負うこと。

　　⑩本事業において、市がアンケートその他の照会をする場合や、所轄の消防署による点検が実施される場合は応じること。

　　⑪本要項に規定する応募資格等のほか、地方自治法、宇佐市行政財産使用料条例、宇佐市スポーツ施設条例等の関係法令に違反した場合、出店許可を取り消す。

**４　応募方法**

　（１）応募期間

　　　　令和６年５月１５日（水曜日）から令和６年６月５日（水曜日）

　　　　午前８時３０分から午後５時まで

　　　　※各週土日祝日除く

　（２）応募書類

　　　・出店申込書

　　　・出店希望調査票

　　　・調理営業に必要な許可書の写し（営業許可書の写し等）

　　　・生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）等の写し

　　　・販売に使用するキッチンカーの写真（ナンバープレートが分かる写真）

　　　・出店時のメニュー、価格、料理写真

　　　・行政財産使用許可申請書

　　　・販売に使用する面積が分かる書類

　（３）提出方法

　　①窓口・郵送の場合

　　　宇佐市役所　経済部　文化・スポーツ振興課

　　　〒８７９－０４９２　宇佐市大字上田１０３０番地の１（本庁２階）

　　　☏０９７８－２７－８１７５（直通）

　　　窓口は午前８時３０分から午後５時（土日祝日を除く）

　　②電子メールの場合

[sports08@city.usa.lg.jp](mailto:sports08@city.usa.lg.jp)に送信ください。

　　※締切日に必要書類の提出がなされなかった場合、申込不可とします。

　　応募書類は市ホームページよりダウンロード可能。